



## 町民カレンダーの有料広告

問合せ先・申込先／企画財政課 (979-8101)

地域経済の活性化、町民サービスの向上および町の自主財源の確保を目的に町民カレンダーに企業・事業所の広告を募集します。

町民カレンダーは、町民や転入者に配布されるほか、町施設にも設置されます。

### ○掲載場所

町民カレンダー下段(1枠縦50mm×横160mm)

### ○募集枠数

24枠(1か月2枠、応募者多数の場合は抽選)

### ○掲載料

1枠当たり15,000円

### ○対象

町内や近隣に事業所を持つ事業主

### ○申込み

9月9日(木)までに、次の必要書類をそろえて企画財政課窓口にて申込みください。広告原稿は基本として申込者で作成するものとします。  
※令和3年町民カレンダーに掲載した原稿をそのまま使用することも可能です。簡易なものでしたら、相談に応じます。

### 【必要書類】

- ①申込用紙
- ②広告原稿案(本年と同原稿を希望であれば不要)
- ③企業・団体などの業務内容などがわかる書類(事業内容に変更がない場合は不要)
- ④町内に事業所・店舗がない場合は、主な事業所がある自治体の市区町村税の納税証明書(納期限が到来している直近のもの)

### ○その他

- ▶ 函南町広告掲載取扱要綱、函南町町民カレンダー広告取扱要領、および函南町広告掲載基準を確認してください。
- ▶ 申込期間終了後、町広告審査委員会によって審査を行い、掲載の可否を決定します。結果は申込者へ後日連絡します。



## 令和4年 町民カレンダーへの掲載写真

問合せ先・申込先／企画財政課 (979-8101)



### ▲昨年の応募作品

町の文化、自然風景などで季節感のあるものがテーマです。たくさんの応募をお待ちしています。

### ○応募規格

2Lまたはキャビネ版、横位置のカラー写真。デジタルカメラの場合は300万画素以上、最高画質で撮影。画像ソフトの編集を行っていないこと

### ○対象

どなたでも

### ○申込み

9月9日(木)までに応募用紙と写真を企画財政課へ提出してください(郵送・メールでの提出可)。応募用紙は企画財政課窓口またはホームページ(<http://www.town.kannami.shizuoka.jp/>)から入手できます。

### ○その他

未発表作品であること。人物が特定できる作品は、被写体本人に承諾を得てください。応募していただいた作品は、町のホームページなどに使用することがあります。採用者は通知があり次第、ネガまたはデータを提出してください。応募者全員に参加賞があります。

### ○問合せ先・申込先

企画財政課  
住所／〒419-0192 函南町平井717-13  
メール／[kikaku@town.kannami.shizuoka.jp](mailto:kikaku@town.kannami.shizuoka.jp)



## 町ホームページバナー広告

問合せ先・申込先／企画財政課 (979-8101)

地域経済の活性化と町民サービスの向上を図るため、また町の自主財源を確保するため、町ホームページに有料バナー広告を掲載してくれる事業者を募集しています。この機会にぜひご応募ください。

### (参考)

町ホームページアクセス数：44,280件/月

※令和2年1月～令和2年12月の平均値

### ○対象

町税などの滞納がない事業者の広告で、函南町広告掲載要綱第3条の基準に該当しないもの

### ※函南町広告掲載要綱第3条

広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の広告媒体の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

### ○掲載料

1万円/月

### ○広告規格

縦60ピクセル×横120ピクセル、データ容量10キロバイト以内、GIF(透過GIF不可)またはJPEG形式

### ○申込み

申込書に必要事項を記入し、企画財政課窓口にて提出してください。申込書は企画財政課窓口または町ホームページから入手できます。



## 消費者トラブルにご注意ください

問合せ先／函南町消費生活センター (978-8131)

### ①スマホやパソコンなどの販売サイトで契約内容をよく確認! 定期購入トラブルが増加しています

1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示から離れた場所に表示されていたり、小さい文字で書かれていることがあります。また、解約条件が定められていることもあるため、しっかりと確認しましょう。

### ②7月6日以降、一方的に送りつけられた商品は直ちに処分可能に!

特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないのに届いた商品について、直ちに処分が可能になりました。商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。相手から金銭の支払いの請求をされても、応じないようにしましょう。



## エス・ウェル・フェス

問合せ先／道の駅伊豆ゲートウェイ函南 (979-1112)

「静岡でスマイルがいっぱいの日」をテーマに、福祉作業所が手がけた農産物や加工品、ふじのくに福産品と呼ばれる製品を集めたマルシェが、道の駅の広場内に並びます。

他にも、東部・伊豆地域の特別支援学校の製品販売やアートギャラリー、飛び入り参加も可能な窓へのお絵かきワークショップ、さまざまな人が楽しめるポッチャ体験、フリースタイルフットボールのパフォーマンスなど盛りだくさんの2日間です。

### ○日時

9月18日(土)～19日(日) 10時～16時

### ○場所

道の駅伊豆ゲートウェイ函南 イベント広場、自由通路、交流室、ラウンジ